

(注) 発言骨子は、協会において機関決定したものではありません。

協会事務局 金融審議会発言骨子

1. 前払式支払手段

(1) 供託等保全義務については、「未使用残高の2分の1以上の額に相当する額」を超える負担を求めないこと 主な理由は、以下2点。

①協会の緊急アンケート結果においても、前払式支払手段は他の決済手段と比べてその利用が少額であり、リスクの程度も小さいと考えられること、ほとんどの前払式支払手段は利用範囲がごく限定されており、一部の広範囲に利用できるものであっても、加盟店での利用に範囲が限られるのであって、制度上原則払戻し禁止のため現金化できない以上、どこでも利用できるものではないなど、「前払式支払手段」は、その利用実態をみても、「送金サービス」とは本質的に異なるものであること

②供託等保全義務の見直しに当たり取扱額に応じた規制の柔構造化で対応していくとのことであるが、発行業務の現状をみると、イ. 利用者のニーズに応じた多種・多様な前払式支払手段を提供している発行者もおり、このような発行者の事業展開・事業継続を阻害しかねないこと、ロ. 協会の緊急アンケート結果によると、供託等保全義務の強化は、資金繰りを悪化させるとともに、資金調達コストの増加に伴う収益悪化などにより、発行者の事業継続の見直しや事業継続を困難にさせる事態を招きかねないとの意見が少なからず寄せられていること、ハ. さらに、供託等保全義務の強化は、発行コストの増加を招き利用者の利便性を損なわせるおそれがあり、イノベーションの促進も阻害しかねず、ひいては、少額決済の担い手である前払式支払手段発行者の新規参入や既存発行者の事業継続が困難となることなど、政府が強力に推し進めているキャッシュレス社会の実現に支障を生ずるおそれがあること

2. 資金移動業

(1) 利用者資金の受入れ額に上限を設けることについて

現行規制の枠組みの資金移動業者に対し、仮に一利用者の利用者資金の受入れ額に上限を設けた場合には、資金移動業のビジネスモデルによっては、利用者にとって著しく利便性を損なう事態が生じ、事業の大幅な見直しや場合によっては事業を継続できない事態も生じうると考えられる。こうしたことを踏まえ、利用者資金の受入れ額に上限を設けないようお願いする。

(2) 現行規制の枠組みでの資金移動業者に対する取扱上限額の「100万円相当額以下」から「500万円相当額以下」に引き上げ

第2回金融制度スタディ・グループにおいてご報告したとおり、協会の利用実態調査において制度上100万円超の送金が可能となることを6割強が希望していることや、資金移動業者に対し、顧客から商品購入資金、留学資金、医療費等を中心に、1回当たり100万円を超える送金依頼が多数寄せられているとのことであるが、現行規制により利用者ニーズに応えられていない状況にある。また、この上限規制が制約となり、新たなビジネスモデル構築や新規参入を躊躇させる要因ともなっている。一回当たりの取引額が500万円程度以下の送金ニーズへの対応は、新しい形態での参入による場合、規制コスト等に伴う利用者利便に影響を与えるおそれがあること等を踏まえると、現行の資金移動業の規制の枠組みで対応するのが現実的ではないかと考える。協会の資金移動業者へのアンケート結果での要望を踏まえ、取扱上限額の「100万円相当額以下」から「500万円相当額以下」への引上げをお願いする。

(3) いわゆる無権限取引が行われた場合の利用者の負担への対応

現行の資金移動業者は、1件1件の送金金額が小口であることや資金移動業者による送金サービスは多種多様であり、また、システムも新しい技術が日々取り入れられ、一律に補償の基準やセキュリティ対策を想定することが難しいものと考えられる。加えて、これまで送金依頼者の過失がないいわゆる無権限取引による送金トラブル事例は承知していないことも考慮すれば、現状では、民事法に基づく個別対応でもよいのではないかと考える。

3. 資金決済業者との活発な意見交換・ヒアリングの実施等

送金を取り扱う事業者の今後の制度設計に当たっては、キャッシュレス社会の実現に支障が生じないようにご配慮いただきたい。また、その制度設計にあたっては、送金業の利用の実態を把握し、送金・決済の担い手の一翼を担っている資金決済業者で構成する当協会の会員に対し、積極的にヒアリングや意見交換等を行う機会を設けていただきたい。